

カンボジアにおける商標、商号 及び不正競争行為紛争の法的側 面及びその解決

プノンペン都第一審裁判所

2022/12/09

カンボジアにおける商標、商号及び不正競争行為分野の法的状況

No.	知的財産権に関する特別法	年
1	標章、商号及び不正競争行為に関する法律	2002
2	特許、実用新案、工業意匠に関する法律	2003
3	著作権及び関連する権利に関する法律	2003
4	標章、商号及び不正競争行為に関する法律の施行に関する政令	2006
5	商標を有する商品の排他的輸入権証明書登録、公布手続に関する省令	2016

カンボジアにおける商標、商号及び不正競争行為分野の法的状況

No.	カンボジアにおける知的財産権に関係した紛争に対して適用される一般法	年
1	民事訴訟法	2007
2	民法	2006
4	刑事訴訟法	2009
4	刑法	2007

カンボジアにおける商標、商号及び不正競争行為分野の法的状況

No.	カンボジアは知的財産に関する国際条約に加盟している	年
1	標章の国際登録に関するマドリッド協定	2015
2	ASEAN 知的財産協力枠組み協定	1999
3	産業財産権の保護に関するパリ条約	1998
4	知的財産権の貿易関連の側面に関する協定	1994
5	特許協力条約 及び	2016
6	意匠の国際登録に関するハーグ協定	2017

カンボジアにおける商標、商号及び不正競争行為分野の法的状況

No.	カンボジアは知的財産に関する一連の条約及び二国間協定に加盟	年
1	包括的な経済上の連携に関する日本国及び東南アジア諸国連合構成国の間の協定	2009
2	投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とカンボジア王国との間の協定	2008
3	カンボジアとタイ間の知的財産協力に関する覚書	1997
4	アメリカ合衆国とカンボジア王国間の貿易関係及び投資のための知的財産権の保護に関する協定	1996
5	カンボジア王国とマレーシア政府間の投資促進及び保護に関する協定	1994
6	カンボジア王国と欧州特許庁間の欧州特許の有効化に関する協定	2017
7	日本特許庁との特許の付与円滑化に関する協力	2016
8	シンガポール知的財産庁との産業財産権に係る協力に関する覚書	2015

カンボジアにおける裁判所の分類

第3条：裁判所の構成に関する法律は、裁判所には州-市第一審裁判所、控訴裁判所及び最高裁判所があると述べている。州-市第一審裁判所を下級裁判所とし、控訴裁判所及び最高裁判所を上級裁判所とする。



最高裁判所
(法律審)



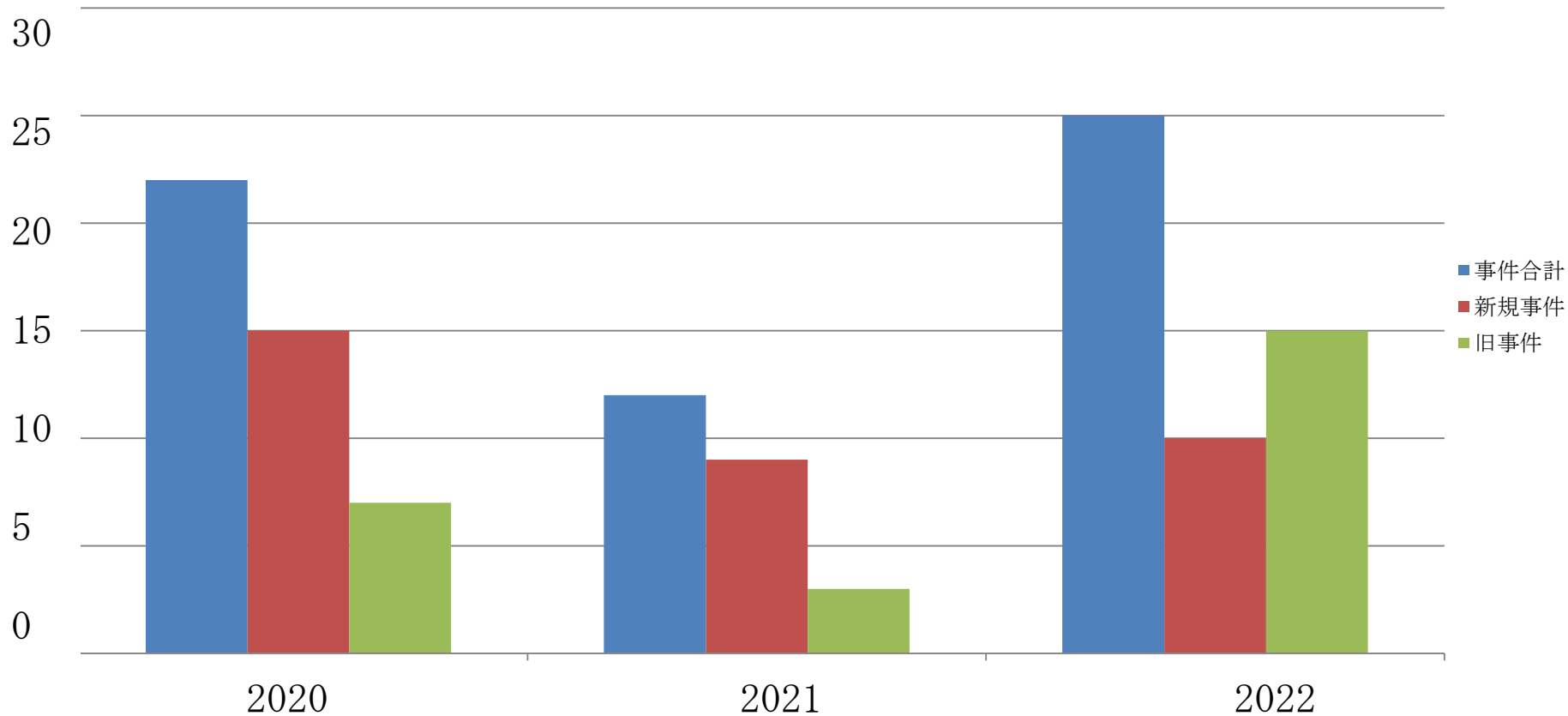
控訴裁判所
(事実審及び法律審)



州-市裁判所
(事実審及び法律審)

2020-2022プロンペン都第一審裁判
所における商標、商号及び不正競
争行為に関連した刑事事件

	2020	2021	2022
事件合計	22	12	25
新規案件	15	9	10
旧案件	7	3	15



刑事事件における手続の流れ

検察官

- ・ 権利者は、自己の権利が侵害されたことを知った時点で、提訴することができる。
- ・ 訴状提出は以下のとおり行うことができる：
 - ・ 反経済犯罪警察局 又は
 - ・ 模倣品対策委員会又は
 - ・ 第一審裁判所付属検察庁
- ・ 検察官は起訴の根拠とするために事前の初期捜査を許可することがある。
- ・ 検察官は自己の訴訟において以下の選択肢を有する：
 - ・ 捜査着手
 - ・ 直ちに出頭命令
 - ・ 法廷への召喚
 - ・ 起訴保留



予審判事

- ・ 捜査着手を選択した場合、検察官は関係する事件の証拠及び書類を予審判事に送致しなければならない。
- ・ カンボジア刑事訴訟は大陸法の国の型式に従い、起訴及び不起訴に向けた捜査を行う責務を有する独立した捜査機関を要する。
- ・ この捜査手続においては、検察官、民事訴訟の原告及び被告又はその代理人は単に事件における当事者となる。
- ・ 捜査終了後に、十分な証拠があるならば予審判事は、解決の決定を作成し、起訴する。一方で、もし起訴に至る証拠がないならば、予審判事は不起訴の解決の決定を作成する。
- ・ 当事者は予審判事の決定に対して控訴する権利を有する。



裁判官

- ・ 裁判官の決定は刑事事件及び民事訴訟の賠償に対し同時に下される（賠償額の算定根拠は民事訴訟の一部）。
- ・ 刑罰及び民事訴訟の損害賠償 1) カンボジア王国内で登録済みの他の企業の商標、サービスマーク、団体商標、又は商号を偽造した者は、100万から2000万リエルまでの罰金及び1年から5年までの拘禁刑に処される。
- ・ (2) カンボジア王国内で登録済みの企業の商標、サービスマーク、団体商標又は商号を、公衆を欺く目的で模造した者は、500万から1000万リエルまでの罰金及び1か月から1年までの刑に処される。
- ・ (3) 常習犯の場合、罰金刑及び拘禁刑に処される。

2021年5月11日付刑事事件第1864号 の事例研究

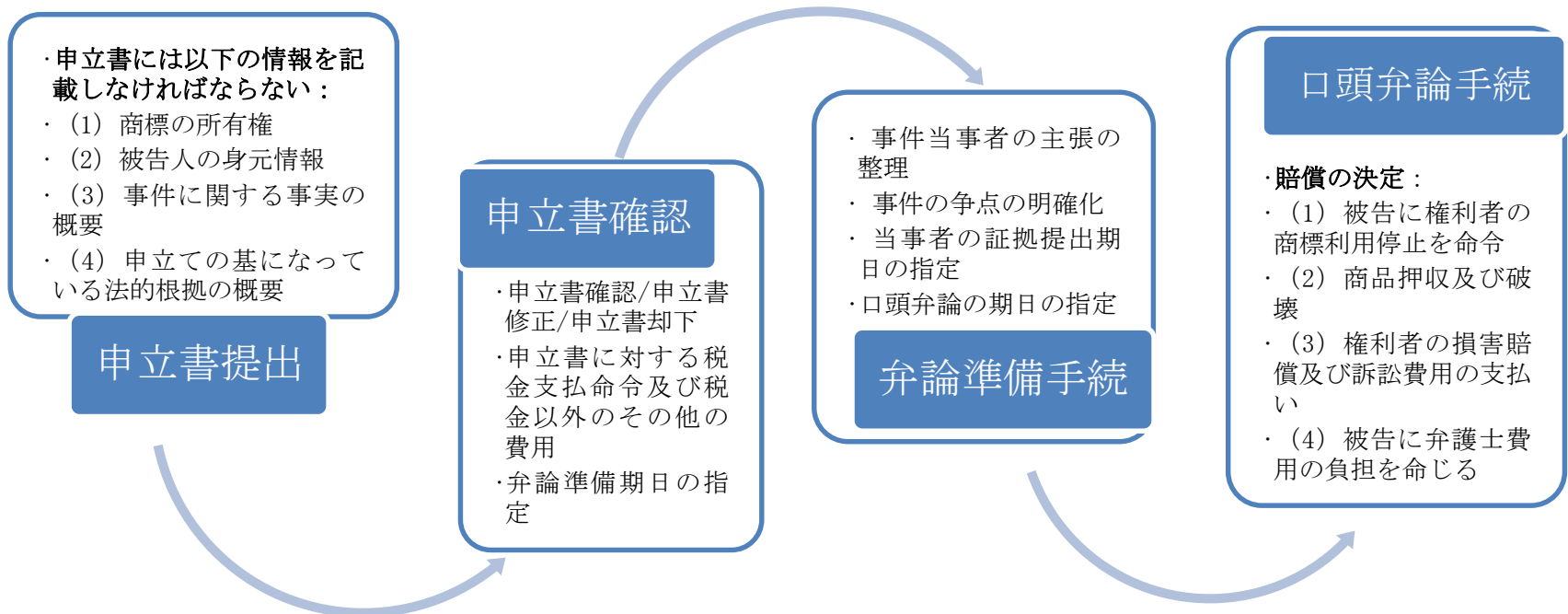
- 2021年4月6日、権利者であるP社は、UniDryの幼児用おむつの模倣品をカンボジアへ密輸入及び流通させ、2015年12月22日に登録の自己の商標、商号の権利を侵害した行為に関し、LHホールセール者代表である氏名Dに対する申立書を模倣品対策委員会に提出。
- 2021年4月29日、管轄当局は取締りを実施し、これまで2年間、カンボジアの市場で流通させるため中国から輸入していた上記被告のUniDryのおむつの模倣品579ケースを発見。
- 2021年5月7日、管轄当局は事件記録を作成し、証拠物と共にプノンペン都付属検察庁に送致。
- 2021年5月24日、検察官は、標章、商号及び不正競争行為に関する法律の第64及び66条に基づき、偽造商標を付した商品を故意に輸入及び販売した行為について違反者、氏名Dの捜査に着手。
- 2022年5月12日、予審判事は捜査を終了し、解決の決定を作成し、事件記録、証拠物を送致し、上記違反行為及び条項により、違反者Dを起訴。
- 2022年9月5日、裁判官は法廷を開催、被告、氏名Dを1年の拘禁刑に処し、損害賠償及び慰謝料30万米ドルの支払いを命じる決定を下し、被告欠席のもと2022年10月10日付判決書第3136号判決の言渡し。

プノンペン都第一審裁判所における商標、商号及び不正競争行為紛争に関連した民事事件の状況

- 現在、商標権に関わる紛争で、刑事訴訟と比べて、権利者が事件を進めるために民事訴訟を選ぶことは少ない。
- 民事訴訟が少ない事には多くの理由がある：
 - ✓カンボジアにおいて、知的財産権に関する理解が依然として一般的ではない。
 - ✓大多数の権利者が、裁判手続よりも商標侵害者との調停手続を選ぶ。
 - ✓現在、カンボジアの刑事訴訟は刑事事件並びに権利者である被害者への民事訴訟の賠償を共に扱うことができるため、大多数の権利者が権利侵害問題を解決するために刑事訴訟を選ぶ。
 - ✓カンボジアでは依然として商事裁判所がなく、特に、知的財産に係る紛争解決のための特別の手続など、知的財産専門裁判所もない。（司法省は、根拠法及び商事紛争解決手続整備のためのワーキンググループ立ち上げを通じて、商事裁判所を設置する決意を示しているものの、この作業の成果及び期日についてはいまだ公にされていない）

民事事件における手続の流れ

注記： 平均してブノンペン都第一審裁判所における民事事件解決に要する期間は、事件の複雑さ及び種々の困難な状況によって、6か月から1年である。

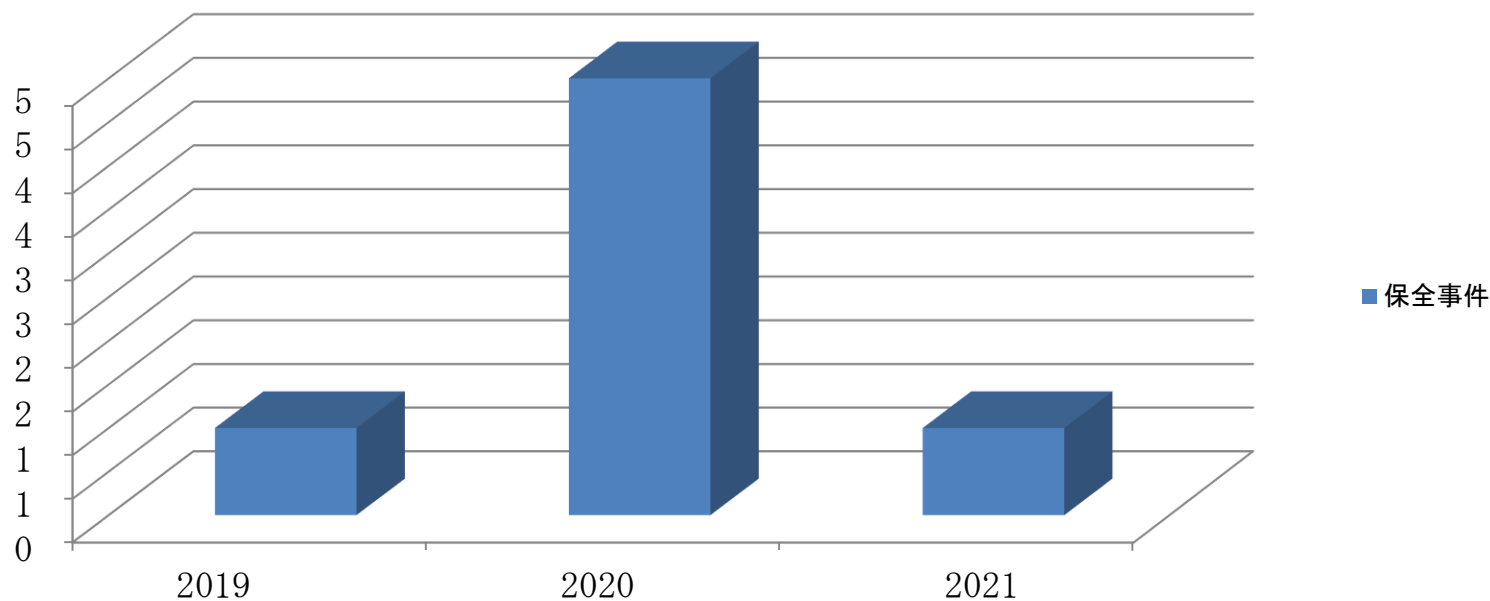


2021年7月5日付民事事件第751号の事例

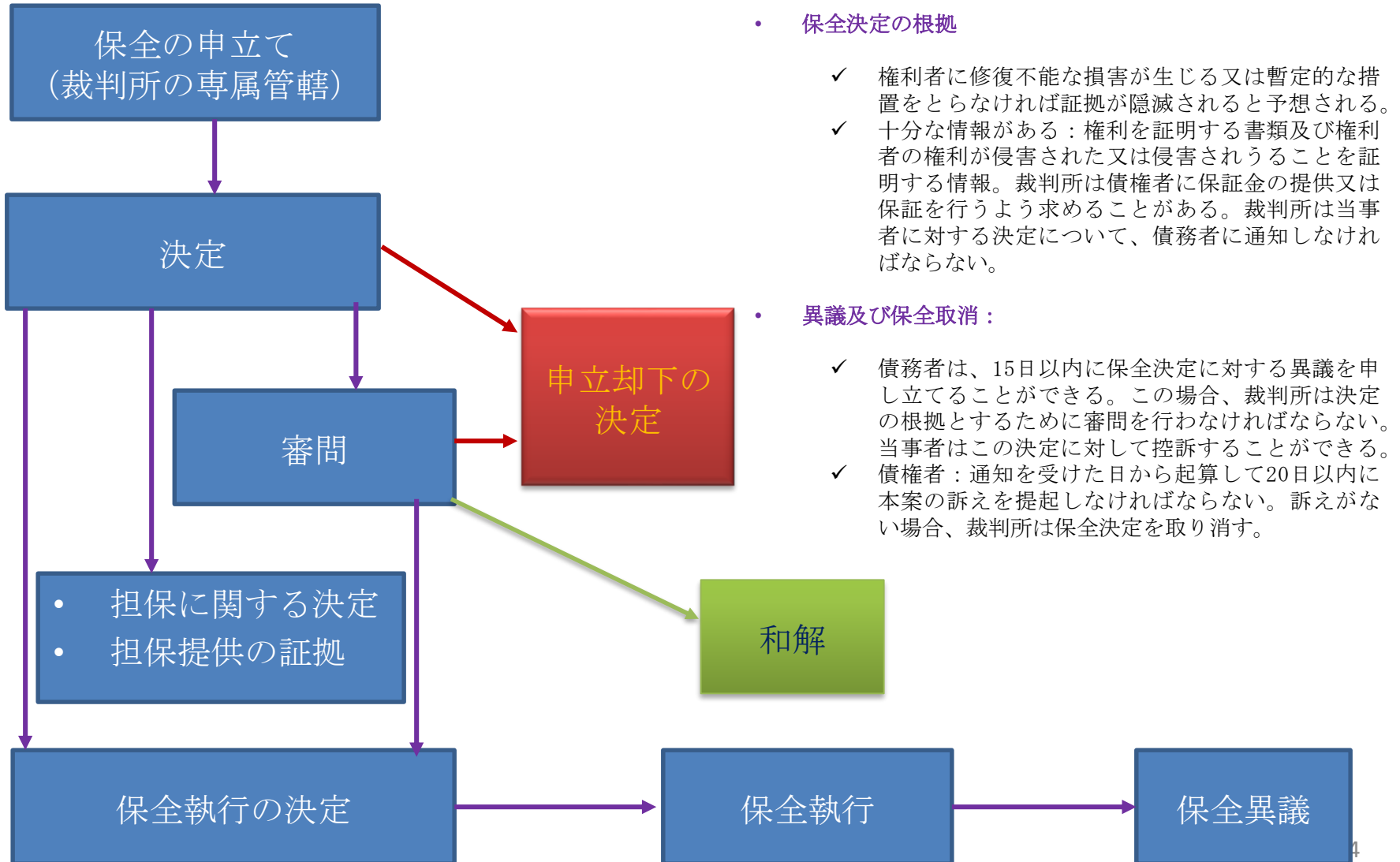
- 2021年7月5日、原告P社は、以下の目的で被告D社に対する申立書を提出：原告である会社がLAN大学を管理・運営する権利を有していることを認めるよう求めた。（COVID-19で閉鎖中、裁判所は運用できなかった）
- 2021年11月30日、被告Dは反訴し、自社がLAN大学を管理・運営する権利を有している事を認め、さらに原告である会社にLAN大学の名称の使用中止を命じるよう求めた。
- 2021年12月20日： 最初の訴状について、第1回準備手続（主張の整理）。
- 2022年1月27日： 反訴について、第2回準備手続（主張の整理、争点の明確化、証拠提出期日の指定並びに口頭弁論の期日の指定）。争点の明確化、原告である会社又は被告である会社のどちらがLAN大学の名称を使用する権利を有するか及びどちらの会社がLAN大学を管理する権利を有するか？
- 2022年2月24日： 口頭弁論、当事者の主張を聞き、事件の証拠を調べる。
- 2022年3月1日： 判決第192Th号言い渡し、決定として（1）原告Pの訴えを却下し、（2）被告Dの訴えを認め、（3）原告PにLAN大学の名称の使用中止を命じ、被告DがLAN大学の管理権利者であるとし、（4）原告Pに、被告Dに対して損害賠償及び弁護士費用として計4000万リエルの支払いを命じた。

2019-2021年のブノンペン都第一審裁判所における商標、 商号及び不正競争行為紛争に関連した保全事件

	2019	2020	2021
保全事件	01	05	01



保全事件における手続の流れ



2020年4月24日付 保全事件第197号

- 2020年4月24日、債権者氏名Pは、債務者氏名Dに（1）P-WHITEの商標を使用させないよう訴え、（2）商業省に商標登録を暫定的に停止するよう、及び（3）暫定的に債権者PにP-WHITEの商標使用权の所有を許可するよう求めた。
- 申立書確認：申立書に対する税金の支払い及び仮の地位を定める仮処分申立ての種類により口頭弁論の期日を指定。
- 2020年5月11日、口頭弁論：決定の根拠とするために、和解を行う、及び当事者の主張を聞く。
- 2020年6月4日、仮処分決定第232号：債権者Pによる申立てに従い、（1）債務者DにP-WHITEの商標を使用させない、（2）商業省に商標登録を暫定的に停止するよう、及び（3）暫定的に債権者PにP-WHITEの商標使用权の所有を許可するよう命じた。その後、債務者Dは保全決定に対する異議を申し立てた。
- 2020年7月6日、債務者Dは、裁判所に自己の訴えを取り下げる申立てを行った。
- 2021年11月11日、裁判所は裁判を完結させるために訴えの取下げの記録を作成した。

国境措置：商標、商号及び不正競争行為に関する紛争

- ・ 申立て：明確でなければならない
- ・ 税関：申立書確認に10日間、決定の前に担保提供を求められる場合があり、決定に関する通知を行わなければならない
- ・ 手続き停止：10日間、通知を受け取ってから10日以内に本案は提出されなければならない

税関職員



注記：カンボジアには依然として現地の登録システムがない：カンボジアで独占販売権を使用している権利者は、税関にこの情報を送り、独占権所有者以外の輸入を調査、防止できるようにするために、知的財産局で自己の独占販売権を登録しなければならない。医薬品などの一部の商品は、カンボジアにおいては独占販売権登録を行うことが許可されていない。

- ・ 保全は裁判所の専属管轄
- ・ 決定が下される前に、裁判所は、判断のために申立人に疎明及び種々の証拠書類の提供を求める場合があり、必要な場合は当事者の審問も行われる
- ・ 通常、裁判所は申立人に損害を保証するための担保を提供するよう求める

裁判所



- ・ 申立書には以下を添付：(1) 商標登録証明書 (2) 事実の概要及び証拠、疎明 (3) 商品の詳細情報及び商品サンプル (4) 債務者の身分証明書 (5) 委任状及び (6) 事務手数料支払い
- ・ 申立書は以下に提出できる：税関、管轄機関又は裁判所

申立人



オンライン偽造品対策

- オンライン偽造品対策

- ✓ 現在、カンボジアでは商品販売のためのオンラインシステム（ウェブショップ、マーケットプレイス及びソーシャルメディア）の利用が人気である。一方で、フェイスブックやメッセージングアプリを利用して偽造品を販売、流通させる悪質な者もいる。
- ✓ ソーシャルメディア及びオンラインマーケットの人気により、模倣品のオンライン販売を取り締まるための適切な防止メカニズム（Takedown Mechanism）としてアプリ（App）の開発が求められている。権利者又はその代理人は指示された手順に従って偽造コンテンツ（Counterfeit Content）が掲載されているアプリの削除を依頼しなければならない。このメカニズムは、権利者に知的財産権侵害と闘う上での容易な解決策を提供しうる。メッセージングアプリを利用した偽造品の販売は、個人販売が多いため、発見が困難な場合がある。偽造品販売が行われる際は捜査及びその他の活動を通して証拠を収集することができる。
- ✓ 現在、カンボジアには、オンライン上の偽造品を規制する特別な法令はなく、これまでのオンライン上の偽造品対策も、知的財産法の枠組みを利用しているにすぎない。
- ✓ 現在、法案(Draft Cybercrime Law)が政府により検討中だが、いつ可決されるのかといった明確な公式の情報はいまだない。この法案は、知的財産侵害の規制に関する詳細には触れていないが、商標、商号及び著作権に関する法律の既存の法的枠組みに言及している。この法案は、違反行為を行うためのオンラインの利用に関連した規定を定めているため、オンライン上での知的財産権侵害対策に使用される可能性がある。
- ✓ 加えて、政府はE-commerce Lawの起草を検討中だが、公式の法案はまだ公表されていない。

防止措置

- 防止措置

- ✓ 中期的には、権利者は自己の商業的権利の登録及び登録した権利の維持に注意を払うべきである。登録済み権利は、権利者が、体系的なリスク、損害賠償問題、知的財産管理におけるベストプラクティスを評価し、管理できることを保証するために定期的に監査されなければならない。登録のデータシステムの適切な管理は、商標の強固な保護に寄与し、活動を行っていく起点となる。
- ✓ カンボジアは縫製分野で良い評価を得ている。そのため、この分野及び他の産業分野の商標所有者は、同国の自己の関係する分野のパートナーと良い関係を築き、維持しなければならない。加えて、自己の製品にバックドアからの問題が発生しないように各種契約の内容は明確にしなければならず、また、知的財産侵害から保護するために、アプリケーション又はテキスタイルの工程に使用されている知的財産は監視されなければならない。
- ✓ 3つ目の対策は、法執行機関の訓練である。カンボジアは急速に発展しているため、当局が訓練を重視した場合、さらに急速な発展に適応することが可能になる。さらに、職員の知識を深めるために、権利者は当局に対して、カンボジアの発展のために犠牲を払ってきたことを示さなければならない。当局との定期的なコミュニケーションは商標又は商号侵害からの保護及び必要な場合においては知的財産所有者の権利強化に寄与する。

実施戦略：商標、商号及び不正競争行為に関する紛争

- 商標、商号及び不正競争行為に関する紛争に対する実施戦略
 - ✓ カンボジアは引き続き外国からの投資を受けているため、知的財産権の行使が増えている。知的財産問題に関する理解も引き続き深まっており、結果として行使する活動も増えている。
 - ✓ 現在の、商標、商号及び不正競争行為に対する行使のほとんどは、権利者が主導している。ほとんどの法執行機関は、権利者が調査、警告及び侵害停止要求書及び知的財産侵害者との交渉などの行動をとるために民間のエージェントを雇う事を期待している。
 - ✓ こうした民間としての行動をとっても成果が得られない場合、もう一つの選択肢である当局の支援要請へと進む。カンボジアの種々の管轄機関は、発生した又は発生する可能性がある侵害行為に対して、登録済みの商標及び商号侵害解決のための調停手続を始めることができる。
 - ✓ 権利者が厳正な対策を望む場合は、模倣品対策委員会、反経済犯罪警察又は検察などの法執行機関に訴えることができる。権利者は、法執行機関に訴える前に、権利侵害を裏付け、その申立てを支持する根拠とするために、調査、法的分析を含めた措置を採り堅固な事件記録を作成しなければならない。法執行機関の存在は、事件の明確化と共に、法執行における成功を保証する。